

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案
(政令案)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43548

沖繩開港紀念組織令

官房総務参事官
官房書記官

条約課長
法規課長

安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

1452 沖縄肉老片組織令(案)の回覧

47. 4. 24
北米オ一課

沖縄・北方対策庁より、本件に関する別添政令(案)を送付越したので回覧に供します。

なお、沖縄肉老片設置法案は4月21日衆議院内閣委員会において議決され、25日衆院

本会議において採択される予定であるが、前記政令(案)は法制局のオ一読会を了して

いる由である。

政令第百八十二号

沖繩開発庁組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第六項及び第二十条第三項並びに沖繩開発庁設置法（昭和四十七年法律第号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 内部部局（第一条―第十一条）

第二章 沖繩総合事務局（第十二条―第十七条）

附則

第一章 内部部局

（総務局の分課）

第一条 総務局に、次の四課を置く。

総務課

経理課

企画課

調査金融課

（総務課）

第二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官、政務次官及び事務次官の官印並びに庁印の保管に関すること。

三 庁務の総合調整に関すること。

四 法令案その他文書の審査及び進達に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 官報掲載に関すること。

七 広報に関すること。

八 国会との連絡に関すること。

5/23 開発庁印（3部）
官給法令現 幸々へ
各一印送付済み

北米第一課長

九 職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十 所管行政の考査に関すること。

十一 所管行政の事務能率の増進に関すること。

十二 栄典及び表彰に関すること。

十三 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十四 職員の共済組合に関すること。

十五 南方同胞援護会に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、総務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経理課)

第三条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 行政財産及び物品の管理に関すること。

三 営繕に関すること。

四 庁内の取締りに関すること。

(企画課)

第四条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の施行に関すること（振興局の所掌に属するものを除く）。

三 沖縄振興開発審議会の庶務に関すること。

(調査金融課)

第五条 調査金融課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 所管行政の重要事項についての調査及び関係資料の収集分析に関すること。
- 二 沖縄振興開発金融公庫に関すること。

(参事官)

第六条 総務局に、参事官一人を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、所管行政に関する重要事項についての企画及び調整に関する事務に参画する。

(振興局の分課)

第七条 振興局に、次の四課を置く。

振興総務課

振興第一課

振興第二課

振興第三課

(振興総務課)

第八条 振興総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の事務の総合調整に関すること。

- 二 振興開発計画の実施に関する事務のうち、産業（農林漁業を除く。）

の振興開発、中小企業（農林漁業を除く。）の振興、電力その他のエ

ネルギー資源の開発、生活環境施設（下水道及び都市計画上の公園を除く。）、

保健衛生施設及び社会福祉施設の整備、医療の確保、職業の安定、教

育及び文化の振興その他次条第一号、第十条第一号及び第十一条第一

号に規定する事務以外の事務に係る事務の推進に関すること。

- 三 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

- 四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整及び当該事業のうち沖縄開発庁において経費の配分計画に関する事務を行なう事業等を定める政令（昭和四十七年政

令第 号（第二条に規定する事業（以下「特定事業」という。）に関する経費の配分計画に関する事務で第二号に規定する事務に係るものに関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、振興局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（振興第一課）

第九条 振興第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、道路の整備、水資源の開発、都市の整備、住宅、下水道及び都市計画上の公園の整備並びに防災及び国土の保全に係る施設（森林治水・農林漁業及び港湾に係るものを除く。）の整備に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの

方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づく協議並びに同法第四十八条第一項の規定に基づく協議（市町村道に関するものに限る。）に関すること。

（振興第二課）

第十条 振興第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、農林漁業の振興開発、中小企業（農林漁業に限る。）の振興並びに防災及び国土の保全に係る施設（森林治水及び農林漁業に係るものに限る。）の整備に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく協議（農道、林道及び漁港関連道に関するものに限る。）に関すること。

（振興第三課）

第十一条 振興第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、交通施設（道路を除く。）及び通信施設の整備、防災及び国土の保全に係る施設（港湾に係るものに限る。）の整備並びに観光の開発に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの

方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第八条第一項の規定に基づく協議に関すること。

第二章 沖縄総合事務局

（総合事務局の位置及び内部組織）

第十二条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、那覇市に置く。

第十三条 総合事務局に、次の六部を置く。

総務部

財務部

農林水産部

通商産業部

運輸部
開発建設部

(次長)

第十四条 総合事務局に、次長二人を置く。

2 次長は、総合事務局の長を助けて、局務を整理する。
(部の所掌事務)

第十五条 次の表の上欄に掲げる総合事務局の部においては、総合事務局の所掌事務のうち、同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

部名	事務
総務部	一 局内の人事、会計及び庶務に関すること。 二 職員の厚生及び保健に関すること。 三 振興開発計画の作成のため必要な調査で他部の所掌に属しないものを行なうこと。

財務部	四 振興開発計画の作成のため必要な調査のとりまとめを行なうこと。 五 振興開発計画の実施に関する事務の推進に関すること。 六 公正取引委員会の事務局の地方事務所において所掌することとされている事務 七 前各号に掲げるもののほか、総合事務局の所掌事務で他部の所掌に属しないものに関すること。 一 財務局において所掌することとされている事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。
-----	---

農林水産部	通商産業部	運輸部
一 地方農政局において所掌することとされている事務及び沖繩開発庁設置法第九条第一項第三号に規定する事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。	一 通商産業局において所掌することとされている事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。	一 海運局において所掌することとされている事務及び陸運局において所掌することとされている

	開発建設部
る事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。	一 港湾建設局において所掌することとされている事務及び地方建設局において所掌することとされている事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。

(附 属 機 関)

第十六条 次の表の上欄に掲げる機関は、総合事務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載されておりとする。

種 類	目 的
国有財産地方審議会	総合事務局の長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分につき調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を総合事務局の長に建議するほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議すること。
地方鉱業協議会	総合事務局の長の諮問に応じて、鉱業

地方ガス事業調整協議会	法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十三条の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第百十二条第一項の基準に関し調査審議すること。
	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、総合事務局の長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を総合事務局の長に建議すること。

地方陸上交通審議会

総合事務局の長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち陸運局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議すること。

2 国有財産地方審議会、地方鉱業協議会及び地方ガス事業調整協議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、それぞれ国有財産法、鉱業法及びガス事業法（これらの法律に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、総理府令、運輸省令で定める。

（総理府令への委任）

第十七条 総合事務局の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、沖縄開発庁設置法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

（所掌事務に関する暫定措置）

第二条 総務局調査金融課においては、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄開発庁設置法（以下「法」という。）附則第三条第一項に規定する事務をつかさどる。この場合において、必要があるときは、沖縄開発庁長官は、当該事務の一部を本庁の他の課に行なわせることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項後段の規定により、法附則第三条第一項に規定する事務の一部を総務局調査金融課以外の課に行なわせようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 総合事務局総務部においては、第十五条の規定による事務のほか、当

分の間、法附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。この場合において、必要があるときは、総合事務局の長は、沖縄開発庁長官の承認を受けて、当該事務の一部を総合事務局の他の部に行なわせることができる。

(沖縄・北方対策庁組織令等の廃止)

第三条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 沖縄・北方対策庁組織令(昭和四十五年政令第九号)

二 沖縄事務局に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令(昭和三十七年政令第五百五十二号)

(行政機関職員定員令の一部改正)

第四条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「	沖縄・北方対策庁	九二人
------------	----------	-----

「を「	沖縄開発庁	八五人
」に改める。		

(総理府設置法第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法第三条に規定する北方地域の範囲を定める政令の一部改正)

第五条 総理府設置法第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法第三条に規定する北方地域の範囲を定める政令(昭和三十四年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総理府設置法第三条第三号に規定する北方地域の範囲を定める政令
本則中「及び沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)第三条」を削る。

(在外公館等借入金の確認に関する法律施行令の一部改正)

第六条 在外公館等借入金の確認に関する法律施行令(昭和二十四年政令

第三百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書及び第三条第三項ただし書を削る。

(外務省組織令の一部改正)

第七条 外務省組織令(昭和二十七年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四号を削る。

(大蔵省組織令の一部改正)

第八条 大蔵省組織令(昭和二十七年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「所掌事務」の下に「(沖縄総合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。)」を加え、同条第二号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「事務」の下に「(沖縄総

合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。)」を加え、同条第三号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を加える。

第七条中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「所掌事務」の下に「(沖縄総合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。)」を加える。

第十一条第十七号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を加える。

第二十九条の二第四号中「及び南九州財務局」を、「南九州財務局及び沖縄総合事務局」に改める。

(建設省組織令の一部改正)

第九条 建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第二号中「及び北海道開発局」を「北海道開発局及び沖縄総合事務局」に、「北海道開発局に係る」を「北海道開発局又は沖縄総合事務局に係る」に改める。

第五條の五第六号及び第七号、第五條の六第四号、第五條の七第四号並びに第五條の八第四号中「及び北海道開発局」に「北海道開発局及び沖縄総合事務局」に改める。

理 由

沖縄開発庁の内部組織及びその所掌事務並びに沖縄総合事務局の位置及び組織を定める等の必要があるからである。

4月24日 如第10号 沖繩總務局 1/1 手交 25年2月29日

政令第 号

沖繩開発庁組織令（案）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第六項及び第二十條第三項並びに沖繩開発庁設置法（昭和四十七年法律第号）第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 内部部局（第一条―第十一条）

第二章 沖繩総合事務局（第十二条―第十七条）

附則

第一章 内部部局

（総務局の分課）

第一条 総務局に、次の四課を置く。

総務課

經理課

企画課

調査金融課

（総務課）

第二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関する事。

二 長官、政務次官及び事務次官の官印並びに庁印の保管に関する事。

三 庁務の総合調整に関する事。

四 法令、案その他文書の審査及び進達に関する事。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

六 官報掲載に関する事。

七 広報に関する事。

八 国会との連絡に関する事。

九 職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十 所管行政の考査に関すること。

十一 所管行政の事務能率の増進に関すること。

十二 栄典及び表彰に関すること。

十三 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十四 職員の共済組合に関すること。

十五 南方同胞援護会に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、総務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経理課)

第三條 経理課においては、次の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計の監査に関すること。

二 行政財産及び物品の管理に関すること。

三 営繕に関すること。

四 庁内の取締りに関すること。

(企画課)

第四條 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の施行に関すること（振興局の所掌に属するものを除く。）。

三 沖縄振興開発審議会の庶務に関すること。

(調査金融課)

第五條 調査金融課においては、次の事務をつかさどる。

一 所管行政の重要事項についての調査及び関係資料の収集分析に関すること。

二 沖縄振興開発金融公庫に関すること。

(参事官)

第六条 総務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、所管行政に関する重要事項についての企画及び調整に関する事務に参画する。

(振興局の分課)

第七条 振興局に、次の四課を置く。

振興総務課

振興第一課

振興第二課

振興第三課

(振興総務課)

第八条 振興総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 局の事務の総合調整に関すること。

二 振興開発計画の実施に関する事務のうち、産業（農林漁業を除く。）の振興開発、中小企業（農林漁業を除く。）の振興、電力その他のエネルギー資源の開発、生活環境施設（下水道及び都市公園を除く。）、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備、医療の確保、職業の安定、教育及び文化の振興その他次条第一号、第十条第一号及び第十一条第一号に規定する事務以外の事務に係る事務の推進に関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整及び当該事業のうち沖縄開発庁設置法第四条第四号、第十条第一項及び附則第三条第一項の規定に基づく政令（昭和四十七年政

令第 号)第一条に規定する事業(以下「特定事業」という。)に関する経費の配分計画に関する事務で第二号に規定する事務に係るものに関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、振興局の所掌事務で他課の所掌に属しない事務に関すること。

(振興第一課)

第九条 振興第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、道路の整備、水資源の開発、都市の整備、住宅、下水道及び都市公園の整備並びに防災及び国土の保全に係る施設(農林漁業及び港湾に係るものを除く。)の整備に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの

方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づく協議並びに同法第四十八条第一項の規定に基づく協議(市町村道に関するものに限る。)に関すること。

(振興第二課)

第十条 振興第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、農林漁業の振興開発、中小企業の振興(農林漁業に限る。)並びに防災及び国土の保全に係る施設(農林漁業に係るものに限る。)の整備に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく協議（農道、林道及び漁港関連道に関するものに限る。）に関すること。

（振興第三課）

第十一条 振興第三課においては、次の事務をつかさどる。

一 振興開発計画の実施に関する事務のうち、交通施設（道路を除く。）及び通信施設の整備、防災及び国土の保全に係る施設（港湾に係るものに限る。）の整備並びに観光の開発に係る事務の推進に関すること。

二 関係行政機関の振興開発計画の実施に関する事務の総合調整に関する事務で前号に規定する事務に係るものに関すること。

三 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの

方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務で第一号に規定する事務に係るものに関すること。

四 沖縄振興開発特別措置法第八条第一項の規定に基づく協議に関すること。

第二章 沖縄総合事務局

（総合事務局の位置及び内部組織）

第十二条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、那覇市に置く。

第十三条 総合事務局に、次の六部を置く。

総務部
財務部
農林水産部
通商産業部

運輸部
開発建設部

(次長)

第十四条 総合事務局に、次長二人を置く。

2 次長は、総合事務局の長を助けて、局務を整理する。

(部の所掌事務)

第十五条 次の表の上欄に掲げる総合事務局の部においては、総合事務局の所掌事務のうち、同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

部 名	事 務
総 務 部	一 局内の人事、会計及び庶務に関すること。 二 職員の厚生及び保健に関すること。 三 振興開発計画の作成のため必要な調査で他部の所掌に属しないものを行なうこと。

財 務 部	四 振興開発計画の作成のため必要な調査のとりまとめを行なうこと。 五 振興開発計画の実施に関する事務の推進に関すること。 六 公正取引委員会の事務局の地方事務所において所掌することとされている事務 七 前各号に掲げるもののほか、総合事務局の所掌事務で他部の所掌に属しないものに関すること。
務	一 財務局において所掌することとされている事務 二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。

農林水産部	一 地方農政局において所掌することとされている事務及び沖繩開発庁設置法第九条第一項第三号に規定する事務
通商産業部	二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。
運輸部	一 通商産業局において所掌することとされている事務
	二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。
	一 海運局において所掌することとされている事務及び陸運局において所掌することとされている事務

開発建設部	る事務
一 港湾建設局において所掌することとされている事務及び地方建設局において所掌することとされている事務	二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。
二 振興開発計画の作成のため必要な調査で前号に規定する事務に係るものを行なうこと。	

(附 属 機 関)

第十六条 次の表の上欄に掲げる機関は、総合事務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載されておりとする。

種 類	目 的
国有財産地方審議会	総合事務局の長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分につき調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を総合事務局の長に建議するほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議すること。
地方鉱業協議会	総合事務局の長の諮問に応じて、鉱業

地方ガス事業調整協議会	法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十三条の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第一百十二条第一項の基準に関し調査審議すること。
	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、総合事務局の長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を総合事務局の長に建議すること。

地方陸上交通審議会

総合事務局の長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち陸運局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議すること。

2 国有財産地方審議会、地方鉱業協議会及び地方ガス事業調整協議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、それぞれ国有財産法、鉱業法及びガス事業法（これらの法律に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、総理府、運輸省令で定める。

（総理府令への委任）

第十七条 総合事務局の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、沖縄開発庁設置法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

（所掌事務に関する暫定措置）

第二条 総務局調査金融課においては、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄開発庁設置法（以下「法」という。）附則第三条第一項に規定する事務をつかさどる。

2 総合事務局総務部においては、第十五条の規定による事務のほか、当分の間、法附則第三条第二項に規定する事務をつかさどる。この場合において、必要があるときは、総合事務局の長は、沖縄開発庁長官の承認を受けて、当該事務の一部を総合事務局の他の部に行なわせることができる。

（沖縄・北方対策庁組織令等の廃止）

第三条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 沖縄・北方対策庁組織令（昭和四十五年政令第百九号）
二 沖縄事務局に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令（昭和三十七年政令第百五十二号）

（総理府設置法第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法第三条に規定する北方地域の範囲を定める政令の一部改正）

第四条 総理府設置法第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法第三条に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総理府設置法第三条第三号に規定する北方地域の範囲を定める政令
本則中「及び沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第三条」を削る。

✓（在外公館等借入金の確認に関する法律施行令の一部改正）

第五条 在外公館等借入金の確認に関する法律施行令（昭和二十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書及び第三条第三項ただし書を削る。

✓（外務省組織令の一部改正）

第六条 外務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四号を削る。

（大蔵省組織令の一部改正）

第七条 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「所掌事務」の下に「（沖縄総合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。）」を加え、同条第二号中「

財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「事務」の下に「（沖縄総合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。）」を加え、同条第三号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を加える。

第七条中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を、「所掌事務」の下に「（沖縄総合事務局に係る事務にあつては、大蔵大臣が指揮監督することとされているものに限る。）」を加える。

第十一条第十七号中「財務局」の下に「及び沖縄総合事務局」を加える。

第二十九条の二第四号中「及び南九州財務局」を、「南九州財務局及び沖縄総合事務局」に改める。

（建設省組織令の一部改正）

第八条 建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次の

ように改正する。

第五条の二第二号中「及び北海道開発局」を、「北海道開発局及び沖縄総合事務局」に、「北海道開発局に係る」を「北海道開発局又は沖縄総合事務局に係る」に改める。

第五条の五第六号及び第七号、第五条の六第四号、第五条の七第四号並びに第五条の八第四号中「及び北海道開発局」を「並びに北海道開発局及び沖縄総合事務局」に改める。

理由

沖縄開発庁の内部組織及びその所掌事務並びに沖縄総合事務局の位置及び組織を定める等の必要があるからである。